

例解

検定簿記

全国商業高校協会主催

簿記検定試験

55
年
版

検定簿記研究会編

都立第一商高 竹内 勇
専修大学 吉田 富義
都立芝商高 大橋 信定
都立第一商高 斎藤 武捷

執筆

国元書房

1

会計

全国商業高等学校協会主催

文 部 省 後 援

55 年 版

例 解 検 定 簿 記

1 級 (会 計)



検 定 簿 記 研 究 会 編

都 立 一 商	竹	内	勇
専 修 大 学	吉	田	富 義
都 立 芝 商	大	橋	信 定
都 立 一 商	斎	藤	武 捷

執筆

国 元 書 房

55 年 版
例解 検定簿記

1 級
(会 計)

< 検印省略 >

定 価 680 円

昭和28年9月10日	初 版 発 行	昭和31年4月20日	31年(新)版発行
昭和34年4月5日	34年(新)版発行	昭和38年4月1日	38年(新)版発行
昭和40年4月30日	40年(新)版発行	昭和51年4月30日	51年(新)版発行
昭和55年3月25日	55 年 版 発 行		

編 者 検 定 簿 記 研 究 会
発 行 者 国 元 孝 治
印 刷 所 株 式 会 社 技 報 堂

発行所 株式 国 元 書 房

郵便番号 [101]

東 京 都 千 代 田 区 外 神 田 6-14-11

電話 (03) 836-0026 (代) 振替口座 東京 3-9248

7034—800900—1703

本書の内容の一部あるいは全部を無断で複写複製（コピー）することは、法律で認められた場合を除き、著作者および出版社の権利の侵害となりますので、その場合にはあらかじめ小社まで許諾を求めて下さい。

まえがき

昭和 27 年度に全国商業高等学校協会主催の簿記実務検定試験が実施されてから、すでに 20 数年になるが、その間、受験者数は年々増加の傾向をたどり、簿記検定に対する社会的評価も著しく高まってきたことは、まことによろこびに堪えないことである。このことは、社会が、簿記・会計の知識や技能を有する人材を強く求めていることを示すものであって、この傾向は、今後ますます高まるものと思われる。

私どもは、このような動向を予測し、簿記実務検定試験発足と同時に、都下の商業高等学校の簿記・会計担当の有志をもって、検定簿記研究会を組織し、その研究の成果を、今は亡き太田哲三先生（一橋大学名誉教授・商学博士）の監修を仰ぎ、昭和 28 年 9 月に『例解検定簿記』の書名をもって世に問うたのであった。以来、毎年、改訂はもちろん、数回にわたる全面改訂を行うなど最善の努力を積み重ねて今日に至った次第である。

顧りみれば、本書を世に問うてから 20 数年、幸いにも刊行当初から高い評価をいただいただけでなく、今日に至るまでその評価は少しも揺るがず、かつ類書の追随を許さないまでの地歩を築き上げてきたことを思うとき、感慨無量なものがある。同時に、今後とも、よりいっそう改善のための研究を怠らず、必要があれば、つねに抜本的な改訂を行うことはもちろん、さらに、著者陣を強化するなど、簿記学習者にとって最良の書たらしめる努力を傾注したいと考える次第である。

さて、本書は、全国商業高等学校協会主催の簿記実務検定試験受験のための学習書として編集したものであるが、その後、簿記検定試験のための類書が、つぎつぎと数多く刊行され、学習者はその選択に迷うほどである。しかし、本書が刊行以来永年にわたって好評を受けてきたのは、執筆者と出版社とが一体となつてきびしい討議を重ね、たとえ一つの例題、一つの言葉といえども疎かにせず、活字・図解などにも細心の注意を傾け、さらに加えて、

毎年、点検と改訂を怠りなく行うという一貫した編集方針を堅持してきたことによるものと、いささか自負している次第である。

本書の内容については、特につぎの点に留意し、かつくふうをこらして編集してある。

- (1) 学習の内容および配列は、高等学校の簿記会計の教科書に準拠し、学校における学習段階に応じて学習できるように配慮した。
- (2) 各章ごとに、この章でどのようなことを学習するかという「本章のねらい」をかかげ、さらに、ここで学習する内容のうち検定試験には、どのような問題が出題されているかという「出題の傾向と形式」を列挙した。
- (3) 各単元ごとに、この単元で理解・記憶しておくべき基本的な事項を「学習の要点」としてまとめて示した。
- (4) 各単元の学習項目ごとに、「標準例題」をかかげ、その解説を懇切丁寧に行い、解答を示した。また、必要に応じ、誤りやすい点については、注意を喚起するよう配慮した。
- (5) 「標準例題」のつぎに、それに関連する「類題」を配し、さらに、最近出題された検定試験問題をできるだけ多くまとめて収め、反復練習により、理解の徹底を期した。
- (6) 仕訳問題を除き、できるだけ解答のための余白をとり、学習の便をはかった。
- (7) 巻末に、「類題」の完全解答を示し、また、最近数年間の簿記実務検定試験問題および解答を収録した。

「簿記の学習は、頭だけではなく、手で行うものである」といわれているように、簿記は、教科書や参考書を読み、また記帳された結果を見るといったことだけでは、なかなか身につくものではない。手にペンを執り、みずから問題を解き、記帳を行うことによって、はじめて、理解できるものであり、「ほんものの力」が身につくのである。

どうかくれぐれもこの点を銘記したうえで、本書を利用していただきたい

ものである。そして、本書の意図したところを十分生かし、所期の目的達成のために一助となれば幸いである。

なお、近年、わが国の内外における経済情勢はまことにきびしいものがある。これに対応した勉学の必要性が若い人たちのあいだに強く自覚されている。いわゆる専修学校などへの関心の高まりはその現れであると思う。なかでも、簿記・会計などの実業教育への関心は、これまでもそうであったが、今後さらに高まっていくものと思われる。簿記・会計的な思考は、現下のそして将来の“減速経済”のもとでは、いっそうその必要を増すはずであるからである。

本書は、検定合格を本来の目的として編まれているのであるが、類書から抜きん出た声価をかちえてきたいまひとつの要因としては、本書が自習書としても大いに便利かつ信頼できるという長所をもっていたことがあげられると思う。学生・生徒諸君はもとより、一般の独習者の方々も一度は本書を手になされ、簿記学習の基礎能力を培われることを希望する次第である。

昭和 53 年 3 月

検定簿記研究会

簿記実務検定試験

主 催 全国商業高等学校協会
後 援 文 部 省

簿記実務検定試験規則（昭和52・4改正） 抜粋

- 第 1 条 財団法人全国商業高等学校協会は高等学校の生徒ならびに卒業生その他に対して簿記実務の能力を検定する。
- 第 2 条 検定は筆記試験によって行なう。
- 第 3 条 検定試験は毎年 1 回実施する。
- 第 4 条 検定試験は全国一斉に同一問題で実施する。
- 第 5 条 検定は 1 級、2 級および 3 級の 3 種とする。
- 第 6 条 試験の各級はつぎのように定める。
- | | |
|------------------|---------|
| 第 1 級 | 第 3 級 |
| 会計（商業簿記を含む）・工業簿記 | 商 業 簿 記 |
| 第 2 級 | |
| 商 業 簿 記 | |
- 第 7 条 検定に合格するためには各級とも 80 パーセント以上の成績を得なければならない。ただし第 1 級にあっては、各科目とも 80 パーセント以上であることを要する。
- 第 8 条 検定に合格した者には合格証書を授与する。
第 1 級にあっては、会計・工業簿記のうち 1 科目が 80 パーセント以上の成績を得たときは、その科目の合格証書を交付する。
前項の科目合格証書を有する者が、次回検定において第 1 級に不足の科目について 80 パーセント以上の成績を得たときは、第 1 級と認め合格証書を授与する。
- 第 9 条 前条による合格証書はつぎの様式による。（略）
- 第 10 条 検定志願者は所定の受験願書に受験料を添えて本協会に提出しなければならない。

施 行 細 則 （昭和52・4改正）

- 第 1 条 検定志願者は年令、性別、学歴について何の制限も設けない。
- 第 2 条 試験規則第 3 条による試験日は、毎年 1 月の第 4 日曜日とする。
- 第 3 条 検定の第 1 級の各科目および第 2・3 級の配点は各 100 点満点とし、制限時間は各 1 時間 30 分とする。
第 1 級にあっては会計・工業簿記のうち、いずれか一方の科目を受験することができる。
- 第 4 条 試験問題の範囲および答案の記入については別に定めるところによる。
- 第 5 条 受験料はつぎのように定める。第 1 級 1 科目につき 350 円 第 2 級 350 円 第 3 級 350 円
- 第 6 条 試験規則第 10 条による受験願書の用紙は本協会で作成する。
受験申込受付期間は毎年 11 月 11 日から同月 25 日までとし、日曜日・祭日は除く。
受験願書を受理したときは受験票を交付する。受験票は試験場に持参しなければならない。
検定志願者が願書受付の学校生徒であるときは、受験願書を省略することができる。
- 第 7 条 試験場では係員の指図に従わなければならない。
- 第 8 条 合格発表は試験施行の 1 か月以内に行なう。その日時は試験の当日までに発表する。

出題の範囲について（昭和 50・4 改正）

この検定試験は文部省高等学校学習指導要領に定める内容によって行う。

I 各級の出題範囲（工業簿記・銀行簿記は別に定める。）

1. 勘定科目のおもなものを級別に別表で示す。
ただし、同一の内容を表わせば教科書などに用いられている別の名称の科目を用いてもさしつかえない。
2. 2級の範囲は3級の範囲を含み、1級の範囲は2、3級の範囲を含む。ただし、1級は会計として出題する。
3. 3級は簿記原理、個人企業における取引の記帳および簡易な決算を行えるまでとする。
2級は株式会社の基本的な取引の記帳、仕訳帳の分割・伝票の集計などによる進んだ記帳法および損益の見越・繰延を含む決算までとする。
1級は株式会社における進んだ段階の取引の会計処理および財務諸表の作成とその見方について、企業会計原則・商法の計算規定・計算書類規則の概要を理解できる程度とする。
4. 帳簿その他について、次のように定める。
 - a. 帳 簿 ① 仕訳帳・総勘定元帳および補助簿は原則として3級とする。ただし、商品有高帳は先入先出法のみを3級とし、他は1級とする。
② 仕訳帳の分割は2級とする。特殊仕訳帳は現金出納帳・当座預金出納帳・仕入帳・売上帳とする。
 - b. 伝 票 ① 貸借仕訳伝票、入金伝票・出金伝票・振替伝票の起票は3級とする。
② 仕入伝票・売上伝票の起票は2級とする。
③ ①②の伝票の集計および総勘定元帳・補助簿への転記は2級とする。
 - c. 手 形 ① 手形の受入・振出・引受・支払・裏書・割引は3級とする。
② 荷為替（普通売買のみ）、自己受為替手形、自己あて為替手形、手形の不渡り、手形の書替えは2級とする。
③ 手形の裏書・割引による偶発債務は1級とする。
④ 利息・割引料の計算は2級とする。
 - d. 減価償却 定額法による償却は3級とし、定率法・比例法などは1級とする。
 - e. 商品売買 ① 商品勘定の分割は3分法のみとし、売買損益の算出法は総額法による。
② 分配法は3級とし、混合勘定としての商品勘定は除く。
③ 未着商品の売買および委託販売（委託者側の処理）は2級とし、他の特殊な売買取引は1級とする。
 - f. 積 立 金 積立金の設定は2級とし、積極性積立金の取りくずしは1級とする。
 - g. 繰延資産 創立費・開業費・新株発行費・社債発行費・社債発行差金の会計処理は2級とし、他は1級とする。
 - h. 本支店会計 本支店会計は2級とする。ただし、内部利益の控除は1級とする。
 - i. 税 金 所得税の支払は3級とし、法人税・住民税・固定資産税・事業税は2級とする。
 - j. 決 算 決算における帳簿の締切法は英米式とする。
 - k. 財務諸表 ① 勘定式の2区分の損益計算書は2級とする。
② 勘定式の区分表示した貸借対照表および報告式の損益計算書・貸借対照表は1級とする。
③ 損益計算書・貸借対照表以外の財務諸表は1級とする。
④ 財務諸表の見方については、経営分析の平易なものを1級とする。

別表A

3 級

一ア 行一

受取手形 勘定
受取手数 料
受取手付金
受取利息 代
受取家賃
売上金
売掛金
営業費

一カ 行一

買掛金
貸付金
貸倒債却
貸倒引当金
貸倒引当戻入
借入金
仮受金
仮払金
繰越商品

2 級

一カ 行一

開業費 勘定
開業費債却
株式発行差金
仮払法人税
繰越損失
繰越利益
固定資産
売却(損)益
固定資産税

一サ 行一

事業拡張積立金
事業税
支店

減価償却費 勘定

現金 勘定
現金過不足
広告料
小口現金
交通費

一サ 行一

雑益
雑損
雑費
仕入代
支払地
支払手形
支払手数料
支払手付金
支払家賃
支払利息
資本金
修繕費
商標
商品売買(損)益
商品券
消耗品
諸預金

社債 勘定

社債発行差金
社債発行差金償却
社債発行費
社債発行費償却
社債利息
社債償還益
償却債権取立益
消耗品
所得税預り金
新株発行費
新株発行費償却
新築積立金
積送品
積送品売買(損)益
創立費
創立費償却
租税公課

車両運搬具 勘定

車両運搬具
減価償却引当金
従業員預り金
従業員立替金
水道光熱費
損益

一タ 行一

建物
建物減価償却
引当金
通信費
通知預金
定期預金
手形貸付金
手形借入金
当座
当座借越
当座預金
土地

一ハ 行一

送金
引出金

一タ 行一

退職給与積立金 勘定

一ナ 行一

納税引当金

一ハ 行一

配当金
配当平均積立金
払込剰余金
不渡手形
別途積立金
法人税
本店

一マ 行一

未処分利益

備品 勘定

備品減価償却
引当金
普通預金
保管料
保険料

一マ 行一

前受金
前払金
未収金
未払金

一ヤ 行一

有価証券
有価証券
有価証券評価損

一ラ 行一

旅費

一ワ 行一

割引料

未処理損失 勘定

未達現金
未達商品
未着商品
未着商品
未売買(損)益
未払税金

一ヤ 行一

役員賞与金

一ラ 行一

利益準備金

ほかに
前払費用に関する勘定
前受収益
未払費用
未収収益

1 級

一ア 行一

預り有価証券	勘定
受取配当金	〃
裏書手形	〃
売上割引	〃
営業権	〃
営業権償却	〃

一カ 行一

開発費	〃
開発費償却	〃
価格変動準備金	〃
価格変動準備金繰入	〃
価格変動準備金戻入	〃
貸付有価証券	〃
借入有価証券	〃
割賦(仮)売上	〃
割賦(販売)売掛金	〃
合併差益	〃

機械装置勘定

欠損てん補積立金	〃
建設仮	〃
建設利息	〃
建設利息償却	〃
建設助成金	〃
減債用××預金	〃
減債積立金	〃
減債積立金	〃
減債積立金(益)	〃
減資差益	〃
鉦業権	〃
鉦業権償却	〃
構築物	〃
工事負担金	〃
子会社株式	〃

一サ 行一

災害損失	〃
(先物)買受契約	〃
(先物)買受契約未払金	〃
(先物)売渡契約	〃
(先物)売渡契約未収金	〃

差入有価証券勘定

仕入割引	〃
試験研究費	〃
試験研究費償却	〃
支店へ売上	〃
修繕引当金	〃
出資金(資産)	〃
試用(仮)売上	〃
試用品	〃
商品評価損	〃
新築積立金	〃
新築積立金(益)	〃
除却損	〃

一タ 行一

退職給与と金	〃
退職給与引当金	〃
退職給与××預金	〃
棚卸減耗費	〃
追徴法人税	〃
(手形)裏書義務	〃
(手形)裏書義務返	〃

投資有価証券勘定

特許権	〃
特許権償却	〃
特別修繕引当金	〃
取替費	〃

一ハ 行一

保管有価証券	〃
保険差益	〃
保証債務	〃
保証債務見返	〃
本店から仕入	〃

一マ 行一

未決算	〃
未払社債	〃

一ヤ 行一

有価証券利息	〃
--------	---

一ワ 行一

割引手形	〃
割引手形見返	〃

(注) 貸付金・借入金は、1級においては、できるだけ短期・長期などの区別を明らかにする。

II 工業簿記の出題範囲

- 工業簿記は製造業の会計処理法と原価計算を範囲とし、原価計算については原価計算基準の既要が理解できる程度とする。
- 勘定科目のおもなものをあげると別表Bのようである。
同一内容を表わせば別名を用いてもさしつかえない。別表Bのほかには別表Aの2、3級の勘定科目を含む。

別表B

一ア 行一

売上原価	勘定
------	----

一カ 行一

買入部品	〃
外注加工賃	〃
加工費に関する勘定	〃
××工程加工費	〃
ガス代	〃
機械(装置)	〃
機械(装置)減価償却引当金	〃
組間接費	〃
月次損益	〃
健康保険料	〃
工具器具備品	〃
工具器具備品減価償却引当金	〃

工場勘定

工場消耗品	〃
厚生費	〃

一サ 行一

材料消費価格差異	〃
作業屑	〃
雑給	〃
仕損費	〃
仕損品	〃
従業員賞与手当	〃
修繕料	〃
消費材料	〃
消費資金	〃
消耗工具器具備品	〃
水道料	〃
製造に関する勘定	〃
製造	〃
××工程製造	〃

×組製造勘定

製造間接費	〃
製造間接費	〃
配賦差異	〃

製造部門費に関する勘定

××製造部門費	〃
---------	---

製造部門費配賦差異

製造部門費配賦差異	〃
-----------	---

製品に関する勘定

製品	〃
----	---

×組製品	〃
------	---

×級製品	〃
------	---

素	〃
---	---

一タ 行一

退職給与と金	〃
棚卸減耗費	〃
賃借料	〃

賃率差異勘定

電力料	〃
特許権使用料	〃

一ナ 行一

(年次)損益	〃
燃料	〃

一ハ 行一

半製品に関する勘定	〃
-----------	---

半製品	〃
-----	---

××工程半製品	〃
---------	---

販売費および一般管理費	〃
-------------	---

副産物	〃
-----	---

部門共通費	〃
-------	---

補助部門費に関する勘定	〃
-------------	---

××部門費	〃
-------	---

本	〃
---	---

(注) 販売費および一般管理費勘定は集合勘定としてのみ用いる。

簿記実務検定試験の出題傾向 (自第 1 回 (昭和 26 年度)
至第 29 回 (昭和 54 年度))

1 級 (会 計)

検定試験に出題された問題を分析し、内容を分類して示すつぎのようである (カッコ内のゴシック数字は出題度数を示す)。

1. 文章の空欄に適当な語を記入する問題

会計の基礎的な知識についての簡単な文章で、その範囲は全般にわたり、毎回出題されている。

2. 文章の正否または適語を問う問題

簡単な文章で会計処理などについての説明をなし、その内容についての正否または適語を選んで記入する問題で、ほとんど毎回出題されている。

3. 仕訳に関する問題

仕訳問題の内容はきわめて広範囲にわたっているが、つぎのものは多く出題されているものである。

- (1) 手形取引・保証債務・先物売買などにおいて偶発債務を示す問題……………(33)
- (2) 社債の発行・利払・償還……………(19)
- (3) 不渡手形……………(15)
- (4) 減資と減資差益……………(9)
- (5) 誤った会計処理の訂正仕訳……………(7)
- (6) 一部無償による増資……………(10)
- (7) 損益の繰延・見越……………(3)
- (8) 納税引当金……………(3)
- (9) 新築積立金……………(5)
- (10) 固定資産の処分……………(11)
- (11) 株式会社の純損益の処理……………(3)
- (12) 建設仮勘定……………(9)
- (13) 未 決 算……………(3)
- (14) 割 賦 販 売……………(7)
- (15) 修繕引当金……………(6)
- (16) 貸倒引当金……………(2)

4. 損益計算書または貸借対照表を作成する問題……………(23)

元帳勘定残高・試算表・整理事項・特殊仕訳帳の記入面・B/S または P/L などの資料により作成するもので、報告式による場合が多い。

- 5. 営業の買収・合併後の貸借対照表を作成する問題……………(11)
- 6. 貸借対照表・損益計算書により分析比率を算出する問題……………(10)
- 7. 商品勘定の整理 (棚卸差損・評価損などを含む) に関する問題……………(8)
- 8. 本文店合併貸借対照表および損益計算書 (内部利益を含む) 作成の問題……………(11)
- 9. 精算表作成の問題……………(2)
- 10. 与えられた項目が損益計算書のどの区分に属するかを区別する問題……………(3)
- 11. 正しい文章を選ぶ問題……………(3)

以上のほか、1回ずつであるが多方面にわたって出題されている。

目 次

第Ⅰ 企 業 会 計	1
1. 企業会計の意味と特色	1
2. 企業会計原則と会計法規	3
第Ⅱ 資産の分類と評価	8
1. 資産の意味と分類	8
2. 資産の評価と損益計算	12
3. 評価の一般基準と商法の評価規定	15
第Ⅲ 資 産	20
1. 当 座 資 産	21
2. 棚 卸 資 産	25
3. 有形固定資産	37
4. 無形固定資産	41
5. 投資その他の資産	47
6. 繰 延 資 産	51
第Ⅳ 減 価 償 却	55
1. 減価償却の意味と目的	55
2. 減価償却の計算と記帳	57
第Ⅴ 負 債	67
1. 負債の意味と分類	68
2. 流 動 負 債	70
3. 固 定 負 債	72
4. 引 当 金	77
5. 偶 発 債 務	81
第Ⅵ 資 本	86
1. 資本の意味と分類	87

2. 株式会社の資本金	88
3. 増資・減資	89
4. 資本準備金	92
5. 利益準備金	99
6. その他の剰余金	100
第Ⅶ 損益の計算	103
1. 損益計算の方法	104
2. 損益計算の原則	107
3. 収益の測定基準	112
4. 内部利益の除去	123
5. 営業損益・特別損益	128
6. 未処分利益の処分と未処理損失の処理	133
第Ⅷ 財務諸表の意義と種類	137
1. 財務諸表の意義と役割	137
2. 財務諸表の種類	139
第Ⅸ 貸借対照表	141
1. 貸借対照表の意義と作成法	141
2. 貸借対照表作成上の原則と形式・項目の配列	144
3. 企業会計原則による貸借対照表	147
4. 計算書類規則による貸借対照表	156
第Ⅹ 損益計算書	171
1. 損益計算書の意義・作成上の原則・形式	171
2. 企業会計原則による損益計算書	175
3. 計算書類規則による損益計算書	187
第Ⅺ 利益処分計算書・損失処理計算書	203
1. 利益処分計算書	203
2. 損失処理計算書	206

第 XII	財務諸表の分析	208
解	答	217
付 録	簿記実務検定第 1 級(会計)試験問題および解答.....	233

第 I 企 業 会 計

本章のねらい

企業会計とは、商品売買業や製造業などのように、営利を目的とする経営体の会計をいう。

本章では、企業会計が、家計や官庁会計などのような消費経済会計と、どのような点が異なるか、また、会計処理はどのような基準や法規にもとづいて行うかなどについて学習する。

出題の傾向と形式

企業会計一般に関する問題は、出題回数は少ないが、つぎのような問題が出題されている。

企業会計原則についての文章の正否を判断する問題

なお、今後は会計法規に関する、この種の問題が出題されることも予想できる。

1. 企業会計の意味と特色

学 習 の 要 点

1. 会計の意味

一般に、会計とは、経営体の活動を計数的に記録・計算・整理して、一定期間ごとにその結果を、利害関係者に報告することをいう。

2. 企業会計の特色

会計は、大別すると消費経済会計と企業会計とに分けられる。

消費経済会計は、家計や官庁会計のように営利を目的としない経営体の会計である。その目的とするところは、主として金銭の収支の内容と、その結果としての現金有高を明らかにすることにある。

これに対し、企業会計は、営利を目的とする経営体の会計である。その目的とするところは、金銭の収支計算のほか、その他の財産の増減計算を行うとともにいわゆる損益計算を行い、企業の経営成績および財政状態を明らかにすることにある。

標準例題 1 つぎの文の（ ）のなかに、下記の語群のなかから適当なものを選んで、その記号を記入しなさい。

- (1) 一般に会計とは、あらゆる経営体の活動を（ア ）的に記録・計算・整理して、その結果を（イ ）に報告することをいう。
- (2) 学校や官庁などの会計を（ア ）会計といい、商工業や金融業などの会計を（イ ）会計というが、両者はその内容および目的において著しい相違がある。
- (3) 企業会計のおもな目的は、一定期間の（ア ）と（イ ）とを比較して、企業の（ウ ）を明らかにするとともに、一定時点における（エ ）・（オ ）および（カ ）の現在高を調べて、企業の（キ ）を明らかにすることにある。
- (4) （ア ）は、企業の（イ ）成績を示し（ウ ）は、企業の（エ ）状態を示すものであるから、この両表は、企業会計の内容を要約したものであるといえる。

語 群			
a. 財政状態	b. 負債	c. 費用	d. 消費経済
e. 計数	f. 資産	g. 経営成績	h. 利害関係者
i. 企業	j. 損益計算書	k. 収益	l. 財政
m. 貸借対照表	n. 経営	o. 資本	

解き方

- 会計とは、経営体の活動を金額・数量などの計数で記録・計算・整理して、その結果を報告書として、その経営体の利害関係者（企業であれば、出資者・債権者・投資家・取引先・従業員など）に報告することをいう。
- 家計・学校会計・官庁会計などを消費経済会計（または消費経営体の会計）といい、その目的は、主として金銭の収支を明らかにすることにある。
これに対し、営利を目的とする経営体の会計を企業会計（または生産経営体の会計）といい、その目的は経営の成果（純損益）を明らかにするとともに財産の内容を明らかにすることである。
- 企業会計の第1の目的は、損益計算を行うことである。**損益計算**とは一定期間（会計年度）の収益と費用とを比較して純損益を計算することであり、その内容を**経営成績**という。
また、第2の目的は、資産・負債および資本の増減計算を行い、会計年度末における資産・負債および資本の現在高を明らかにすることである。この計算を**財産計算**といい、その内容を**財政状態**という。
- 経営成績を示すために作成する計算表が損益計算書であり、財政状態を示すために作成する一覧表が貸借対照表である。
このように、損益計算と財産計算の結果が両表に集約されるのが企業会計の特色であり、これらの計算は、複式簿記法によって行われる。

解答

- (1) アー e イー h
(2) アー d イー i
(3) アー k イー c ウー g エー f オー b カー o キー a
(4) アー j イー n ウー m エー l

【類題】 1 つぎの文の（ ）のなかに、下記の語群のなかから適当なものを選んで、その記号を記入しなさい。

- (1) 消費経済会計の目的とするところは、主として金銭の（ア）の内容と、その結果としての金銭の（イ）とを明らかにすることにある。
- (2) 企業会計の第1の目的は、企業の（ア）を明らかにするため、一定期間における（イ）と（ウ）とを比較して、正しい損益計算を行うことにある。
- (3) 企業会計の第2の目的は、会計年度末における企業の（ア）を明らかにするため、（イ）・（ウ）および（エ）について、適正な財産計算を行うことにある。
- (4) 企業会計は、（ア）を行うとともに、（イ）をあわせて行う。この場合、技術的な手段として欠かせないものが、（ウ）の原理である。

語 群			
a. 損益計算	b. 財産計算	c. 経営成績	d. 財政状態
e. 収 支	f. 収 益	g. 費 用	h. 現 在 高
i. 複式簿記	j. 資 本	k. 資 産	l. 負 債

2. 企業会計原則と会計法規

学 習 の 要 点

1. 企業会計原則

企業会計原則は、企業会計の実務において慣習として発達したもののなかから、一般に公正にして妥当であると認められた会計処理の基準をまとめたものである。

企業会計原則は、一般原則・損益計算書原則および貸借対照表原則の三部からなっているが、ここでは一般原則について学ぶことにする。

一般原則は、全般にわたる基本的な大原則であって、つぎの7つの原則がある。

- (1) 真实性の原則
- (2) 正規の簿記の原則
- (3) 剰余金区分の原則
- (4) 明瞭性の原則
- (5) 継続性の原則
- (6) 保守主義の原則
- (7) 単一性の原則

2. 会計法規

- (1) 商法の計算規定